

旧広田医院公開活用計画

ア公開その他の活用の基本方針

広く多くの方に文化財の貴重さを理解していただくため公開・活用を実施するが、個人の住宅（財産）であることを基本とし、所有者の旧広田医院の保存活用方針を尊重するものとする。特に公開に際しては個人の住宅であり防犯上の観点を重視したものとする。

イ公開計画

1) 建造物の公開計画

連絡等不要の一般の公開は敷地外からとする。ただし、主屋及び門柱の写真撮影等は可能とする。

町教育委員会、町観光協会の公開事業、その他所有者が認める団体及び個人における公開の範囲は外庭までとし、屋内及び裏庭は立ち入らないこととする。公開範囲内においての写真撮影等は可能とする。

屋内公開は所有者が認める特別公開とし、その公開範囲は別紙のとおりとする。特別公開については所有者と町教育委員会等においてその時期を決める。公開範囲内においての写真撮影等は可能とする。

ただし、視察、調査研究、その他所有者が認める事業等についてはこの限りではない。

また、個人の住宅であり公共施設ではないので、見学等に関しては見学者の責務において安全確保につとめることとする。

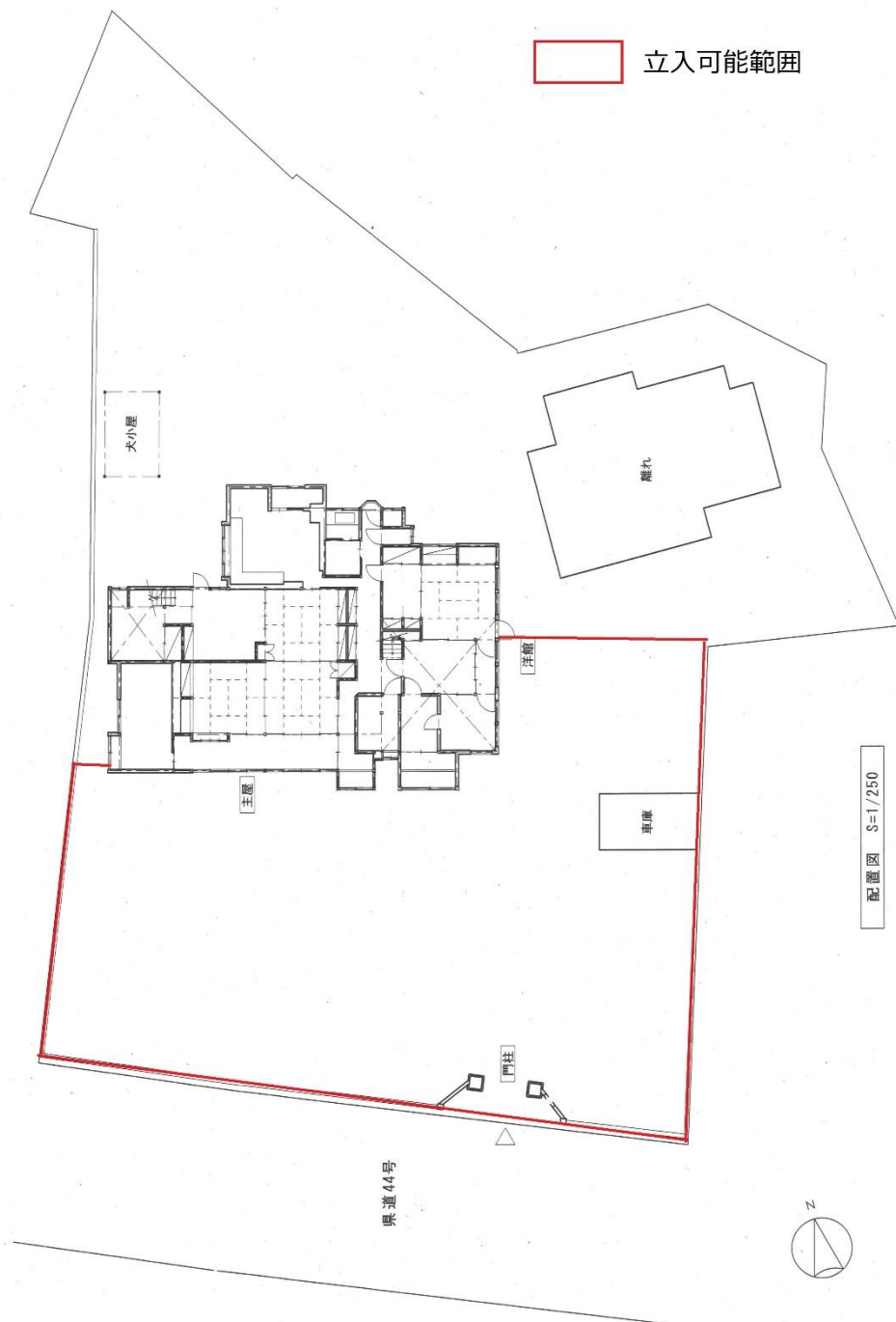
2) 関連資料等の公開計画

屋外の文化財については建物の公開計画に準じる。

屋内の文化財についても特別公開時の計画に準じるものとする。

旧広田医院（旧広田家）所有の関連文書、その他物品等については基本的には公開はしない。調査研究に利用する場合のみ所有者の許可を得て活用することとする。

ただし、各文化財ともその他所有者が認める場合についてはこの限りではない。



立入可能範囲

配置図 S=1/250

東道44号

